

<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)研究対象者への事前の十分な説明を行うとともに、自由な意思に基づく同意を得ること。</p> <p>(5)社会的に弱い立場にある者への特別な配慮をすること。</p> <p>(6)研究に利用する個人情報等を適切に管理すること。</p> <p>(7)研究の質及び透明性を確保すること。</p> <p>(8)研究者の利益相反に関する状況</p> <p>6～10 (略)</p> <p>(迅速審査等)</p> <p>第8条 次のいずれかの<u>審査に該当する場合</u>、委員長が指名する委員による迅速審査を行うことができる。なお、委員長は迅速審査の結果について、次回の委員会で報告する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>本手順書は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>平成 29 年 2 月 28 日倫理指針一部改正に伴い、平成 29 年 11 月 28 日一部改訂。本手順書は平成 29 年 12 月 1 日から施行する。</p> <p>令和 3 年 3 月 23 日倫理指針統合に伴い、令和 3 年 6 月 30 日一部改訂。本手順書は令和 3 年 6 月 30 日から施行する。</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)独立した公正な立場にある倫理審査委員会の審査を受けること。</p> <p>(5)研究対象者への事前の十分な説明を行うとともに、自由な意思に基づく同意を得ること。</p> <p>(6)社会的に弱い立場にある者への特別な配慮をすること。</p> <p>(7)研究に利用する個人情報等を適切に管理すること。</p> <p>(8)研究の質及び透明性を確保すること。</p> <p>(9)研究者の利益相反に関する状況</p> <p>6～10 (略)</p> <p>(迅速審査等)</p> <p>第8条 次のいずれかに該当する審査について、委員長が指名する委員による迅速審査を行うことができる。なお、委員長は迅速審査の結果について、次回の委員会で報告する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5)公衆衛生上における危害の発生と拡大防止のための緊急の研究</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>本手順書は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>平成 29 年 2 月 28 日倫理指針一部改正に伴い、平成 29 年 11 月 28 日一部改訂。本手順書は平成 29 年 12 月 1 日から施行する。</p> <p>令和 3 年 3 月 23 日倫理指針統合に伴い、令和 3 年 6 月 30 日一部改訂。本手順書は令和 3 年 6 月 30 日から施行する。</p>	<p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p>
---	--	---

<p>令和4年3月10日倫理指針一部改正に伴い、令和4年6月30日一部改訂。本手順書は令和4年6月30日から施行する。</p> <p><u>令和5年3月27日倫理指針一部改正に伴い、令和5年7月1日一部改訂。本手順書は令和5年7月1日から施行する。</u></p>	<p>令和4年3月10日倫理指針一部改正に伴い、令和4年6月30日一部改訂。本手順書は令和4年6月30日から施行する。</p>	<p>(追加)</p>
--	---	-------------